

平成30年 第7回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年第7回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年8月1日午前10時～午前11時3分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
			14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (1名)	13 番	谷 口 学		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 議案第1号	平成30年7月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第2号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第6 議案第3号 (除外)	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について			
日程第7 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第8 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)			
日程第9 議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第10 議案第7号	農用地利用集積計画 (案) について (平成30年8月6日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから平成30年第7回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。本日の会議には、谷口委員から欠席の届け出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。わたくしたちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じこの憲章を掲げてその実践につとめましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長 はい。皆さんこんにちは。今日から、8月ということで、月日の経つのが早いなど。少し前に、蒔き付けしたわけですがけれども、今日から8月です。先月末からは、麦の収穫が本格的に始まり、みなさんそれぞれ期間は短いですが、たいへんこう重労働の中で、前回の総会の後、北海道の一部ですけれども大雨により、美瑛町も傾斜地は土が流されたり、ここ周辺では旭川、東川、東神楽の一部は堤防の決壊により大きな被害を受け、また石狩川も2年前の氾濫の時の場所が決壊して、またそこも大きな被害を受けたということで、大変だなと思っていましたら、その後、皆さんご存じように日本豪雨ですか。本当に中国地方あるいは四国地方という丘陵山間地帯の山が、まして土砂と一緒にというようなことで、本当に大きな被害がありました。東日本震災の方には失礼かと思えますけれども、津波については、そういうがれき物も海の方に持って行って、後の対応はしやすいように思いますけれども、土砂の場合はですね、本当にあのまま復興が可能かなということで、どんなふうになるのかなと不安の方が多いわけでございます。

そんな中でそちらを心配していましたら、20日過ぎから、本当に命の危険がある高温が続きました、まあそういうことで、麦はちょっと収穫が早まりましたが、他の作物はことごとく被害があつて、この後最後に浦島委員のほうから、状況を話してもらうことになっていますが、秋の出来秋が少し心配されるようになってしまい、今日は少し涼しいですが、何とかお天道様に落ちついていただいて、できるだけほどほどにさせていただきたいとそんな神頼みをしているところでございます。自然には勝てないなということを改めて感じました。

そんな間でしたけれども、国会ではですね、EUとのEPAが衆参そしてまた、農業委員会等も反対しましたけれども、ハウ

HP公開用

スのコンリートについても、いろんな規制がありますが、(法案が) 通ったということで、外圧も含め、あるいはそうした日本の政策も大きく変わらざるを得ないのかなと思います。

この頃、サッカーから夢を持ってやれば実現するんだというような話がマスコミで出ていますが、どうかそれぞれ地域の代表者として、若い人を中心に、厳しい中でも夢を持ってやろうということで、引っ張っていただければと思います。

農業委員会では先日、主に大森相談員を中心に、ヘルパーとの交流会を開きました。今年はヘルパーの女性4人、男性4人。聞きますと、「だいまる」を使いまして、楽しい雰囲気の中で行われたということです。「だいまる」の夕食がジギスカンだったらいいんですが、来たヘルパーの女性の方はジギスカンの料理の仕方を知らなかったということで、参加された青年がですね、焼き方等を教えて楽しい時間を過ごしたということ聞いてます。去年はそういう中から1組が、結婚まで至りました。今年の場合は、どうなるかわかりませんが、相談員、それなりに頑張っているということで、ここにもご協力をお願いしたいところでございます。

この後、収穫が目白押しになるわけですが、どうか、体に気をつけられてですね、くれぐれも経営者が、無理をしないように、注意を払って仕事を頑張っていただければと思います。少しとりとめのない話になりましたが、今日、総会ありますのでご審議のほどお願いして、開会のごあいさつとします。よろしく申し上げます。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。
本総会の会期は、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、一日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、大場委員、14番、只野代理を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、7月2日、平成30年第6回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番、7月3日、美瑛町農業青色申告会第37回定期総会が開催され、会長が出席しております。
3番、7月30日平成30年度美瑛町表彰審議会が開催され、会長が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、平成30年7月18日提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番と番号2番については、一括して審議いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、平成30年7月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●外1件について、同法第18条ただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番、△△△△ー△△外2筆、計△△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への農地法第3条による賃貸借でしたが、4月14日付けで合意解約です。土地の引き渡し時期は8月1日となっておりますので、農地法第18条第1項のただし書きに該当するものです。こちらの土地につきましては、後ほど議案第7号について、売買及び賃貸借の申請が上がってきております。
続きまして番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△ー△△、面積△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への農地法第3条による賃貸借でしたが、7月18日付の合意解約で、土地の引き渡し時期は8月1日となっておりますので、農地法第18条第1項のただし書きに該当するものです。
こちらの土地につきましては、後ほど議案第6号にて使用貸借の申請が上がってきております。以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第1号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、事務局から、説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった〇〇〇〇さん外2件の証明書交付の可否について次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、□□□□、地番△△△-△△、地目、登記簿田、現況非農地。面積△△△㎡です。土地所有者、美瑛町□□□□ 〇〇〇〇さん、申請人 旭川市□□□□ 〇〇〇〇さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。この土地につきましては、平成9年まで、田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。
- ◇◇委員 はい。ただいま、事務局の方より説明のあったとおりでございます。この地域につきましては、都市計画区域内ということで、今朝ほども、現地のほうも確認してまいりましたし、何ら問題ないと思っております。どうぞご審議をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。
- 斉藤班長 はい、2班で今朝ほど現地調査をしてまいりました。問題ないというふうに思います。よろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
続いて、番号2番について、事務局から、説明をお願いします。

す。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△。地目、登記簿畑。現況非農地。面積△万△、△△△㎡です。土地所有者並びに申請人は、旭川市□□□□ ○○○○さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、昭和63年まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。

○◇◇委員 ただいま、事務局の方から説明があったとおりです。所有者の○○○○さんは、10年前までは農家をしておりましたが、離農いたしまして、登記簿畑となっておりますけれども、現況は現地確認、資料でもわかります写真のように太い木が生えているのかなと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、ただいま地区担当委員の◇◇委員の説明のとおりであります。もう、山林化されていたということで、問題ないというふうに2班では判断いたしました。よろしく願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。
番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 つづいて番号3番について、事務局から、説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△△△及び△△△-△△△。地目、登記簿畑、現況非農地。面積計△、△△△㎡です。土地所有者並びに申請人は、美瑛町字□□

HP公開用

□□ ○○○○さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、平成4年まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。

○◇◇委員 現地は、木も生えており、不利地のような土地で○○さんが離農するので整理をするものです。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 ありがとうございます。
番号3番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、現地調査をしてまいりまして、そこに行く道すら見つからないという状況で、完全にもう山林化してるということで、何ら問題ないということで2班は判断いたしました。よろしく願います。

○議 長 ありがとうございます。これより、番号3番について発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第2号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地計画の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2、第1項の規定により意見を付すので、審議をお願いいたします。

番号1番、字□□□□、△△△-△△の内、登記簿現況ともに畑。面積△△△㎡。所有者、申出者ともに美瑛町□□□□ ○○○○さん除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとありま

す。以上で説明を終わります。

○議 長 番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、面積もかなり小さいということと、住宅に隣接してほとんど家庭菜園のような状況になっている。畑として利用するには、不向きなのかなというふうに判断いたしました。よろしくご審議をください。

○議 長 番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字□□□□、△△△△-△△△、登記簿現況ともに畑。面積△, △△△㎡。所有者申出者ともに美瑛町字□□□□ ○○○○さん。除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明終わります。

○議 長 番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい。2班としては問題ないというふうに判断をいたしました。よろしくご審議ください。

○議 長 これより、番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて番号3番について、事務局から、説明をお願いします。

○事務局 番号3番、土地の表示、字□□□□、△△△△-△及び△△△△-△、登記簿現況田及び原野、面積計△、△△△㎡。所有者申出者ともに美瑛町字□□□□ ○○○○さん。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号3番について、現地調査の結果を齊藤班長よりお願いいたします。

○齊藤班長 はい。土砂等の流入に伴いましてですね、もう長い間耕作されてないような状況で、木も生えてるといような状況でございました。2班としては、問題ないんじゃないかということで確認してまいりました。よろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、番号3番について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第3号、番号3番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ●●●●さん外2件の許可の可否について審議を求めるものです。
案件説明の前にご報告させていただきます。今後お諮りする農地法第3条の申請案件全4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われ、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしていることを申し添えます。

HP公開用

番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番、△△△△－△外3筆、面積計△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転申請です。申請個所は、JR美瑛駅から東に約18kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。詳細につきましては、議案4頁を確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります、◇◇委員からの補足説明をお願いします。

○◇◇委員 ただいま、事務局のほうから説明があったとおりです。私たちの地域で今進めている水田の大型化により、現況は、田になっておりますが、もともとあった雑種地と付帯地を贈与したいということです。どうぞよろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号1番について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。
つづいて番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△－△、外9筆、面積△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与により所有権移転申請です。申請個所はJR美瑛駅から東に約18kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますのことです。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの、補足説明をお願いいたします。

○◇◇委員 ただいま、事務局のほうから説明があったとおりです。これも先ほどと同じく、水田の大型化により、現況は水田ですが、もともとあった雑種地、用悪水路等付帯地を贈与したいという

HP公開用

ことで申請を出しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
議案第4号、番号2番について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第4号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 つづいて番号3番について、事務局から、説明をお願いします。

- 事務局 番号3番、土地の表示、字名字□□□□、地番△△△-△△△及び△△△-△△△、面積計△、△△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから譲受人 ●●●●への売買による所有権移転申請です。申請個所は、JR美瑛駅から北に約9kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は隣接する農地を売却するため、条件不利な当該農地を付帯地として売買したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格は△万△、△△△円で10a当たり△万円です。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります、◇◇委員からの補足説明をお願いいたします。

- ◇◇委員 ○○さんは、規模縮小のため面積を少なくするというところで、土地を譲渡するという事務局の説明のとおりです。よろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号3番について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第4号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。
農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●の許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△-△外△△筆、面積△△万△、△△△㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから借主 ●●●●への賃貸借設定、賃貸借権設定申請です。申請個所はJR美瑛駅から南に約7kmの個所で、賃貸借権設定の理由は、貸主は借主の意向を受け、貸付いたしたい。借主は法人の営農を確立させるため仮受けしたいとのことです。価格は、△△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。
なお、●●●●は新規法人であるため、定款及び5カ年計画書をお配りしています。そちらもご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただ今の説明に関連して地区担当委員であります◇◇委員から補足説明をお願いします。
- ◇◇委員 はい、ただいまの件につきましては、事務局の説明のとおりでございます。今回●●●●、法人化に当たりまして、賃貸借を受けるということでございます。5カ年計画も出されておりますし、経営的にも何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第5号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 なしと認めます。それでは採決いたします。議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第9、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第6号について、事務局から、説明をお願いします。

- 事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 ●●●●の許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、字名、字□□□□、地番△△△-△△の内、地目、登記簿現況ともに田。面積は△, △△△㎡。申請個所はJR美瑛駅から北西に約7kmの個所で、土地所有者は○○○○さん、転用計画者 ●●●●による搾乳牛舎の建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可ですが、搾乳牛舎の建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する、農業用施設に該当し、許可することができるかとされており、定員はやむを得ないと認められます。
詳細につきましては、議案8頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の◇◇から補足説明をいたします。もう、●●●●は、委員の皆さんご存じのとおり□□□□で、現在、もともと□□□□から来まして、○○牧場さんの跡を譲り受けて、成績も、美瑛町の中でトップクラスということで、両親と○○○○さん夫婦で規模拡大に伴い、当初、もう少し遠隔地に新しい牛舎を建てて、営農をやろうということでありましたけど、美瑛町大きなクラスター事業によって大きな酪農家ができたとということでなかなかその補助事業を使って、規模を拡大するということが、○○君自身が適当でないということで、今の住宅の上にはですね、牛舎をつけて、効率のあるそして今後拡大を図っていききたいというようなことで今回、転用の申し出がありましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 議案第6号について、現地調査の結果を斉藤班長より申し上げます。
- 斉藤班長 はい。この案件につきましては、昨年の秋11月でしたか、現地調査をしておりますので、委員の方にはもう見られているのかなというふうに思います。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 ありがとうございます。これより、議案第6号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画案について、平成30年8月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第7号、番号1番については、14番〇〇〇〇が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、〇〇〇〇の退席をお願いいたします。

〇〇〇〇〇 よろしくお願ひします。
【〇〇〇〇退席】

○議 長 それでは、議案第7号、番号1番について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、農用地利用集積計画案について、平成30年第7回、平成30年8月6日公告予定分。
〇〇〇〇さん外14名から利用権の設定等、所有権の移転8件、賃貸借7件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号1番、字□□□□ 〇〇〇〇さんから、字□□□□ ●●●への売買、畑1筆、△万△、△△△㎡△△△万円で10a当たり△△万△、△△△円です。〇〇さんの経営規模縮小による売買です。以上です。

○議 長 これより、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第7号、番号1番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は、原案どおり決定されました。

○議 長 〇〇〇〇の入場を認めます。
【〇〇〇〇入場】

〇〇〇〇にお知らせします。本件は原案どおり決定されまし

たことをお知らせいたします。

- 議 長 続きまして、番号2番については、10番、〇〇委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、〇〇委員の退席をお願いいたします。

【〇〇委員退席】

それでは、議案第7号、番号2番について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 番号2番、字□□□□ 〇〇〇〇さんから、字□□□□ ●●●への売買。畑3筆、△万△、△△△㎡。△△△万円で10a当たり△△万△、△△△円です。番号1番同様、〇〇さんの経営規模縮小による売買です。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第7、番号2番についての件を原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。〇〇委員の入場を認めます。

【〇〇委員入場】

- 議 長 〇〇委員にお知らせします。本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 議案第7号、番号3番から番号15番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 番号3番及び4番につきましても、字□□□□ 〇〇〇〇さんの経営規模縮小による農地処分です。

番号3番、字□□□□ ●●●●への売買。田3筆、畑2筆、計△万△、△△△㎡。△△△万円で10a当たり田△△万円、畑△△万△、△△△円。

番号4番、字□□□□ ●●●●への賃貸借。畑3筆、△万△、△△△㎡。△△万△、△△△円で10a当たり△、△△△円です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業へ参加予定です。

番号5番及び6番は、字□□□□ 〇〇〇〇さんの離農による農地処分です。

番号5番、字□□□□ ●●●●さんへの売買。畑2筆、△

HP公開用

万△, △△△m²、△△△万円で10a当たり△△万△, △△△円です。

番号6番、字□□□□ ●●●●への賃貸借。畑6筆、△△万△, △△△m²で、△△万△, △△△円で10a当たり△, △△△円です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業へ参加予定です。

番号7番及び8番は、字□□□□ ○○○○さんの離農による農地処分です。

番号7番、字□□□□ ●●●●への売買。田1筆、畑1筆、計△万△, △△△m²。△△△万△, △△△円で10a当たり田△△万円、畑△△万△, △△△円です。

番号8番、字□□□□ ●●●●への賃貸借。田1筆、畑1筆、計△万△, △△△m²。△万△, △△△円で10a当たり田畑ともに△, △△△円です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業へ参加予定です。

番号9番及び10番は、字□□□□ ○○○○さんの離農による農地処分です。

番号9番、字□□□□ ●●●●への売買。畑2筆、△万△, △△△m²、△△△万円で10a当たり△△万△, △△△円です。

番号10番、字□□□□ ●●●●への賃貸借。畑1筆、△万△, △△△m²。△万△, △△△円で10a当たり△, △△△円です。期間は1年間で、今年度保有合理化事業へ参加予定です。

番号11番及び12番は、旭川市□□□□ ○○○○さんの離農済農地の処分です。

番号11番、字□□□□ ●●●●さんへの売買。畑1筆、△, △△△m²。△万円で10a当たり△万△, △△△円です。

番号12番、字□□□□ ●●●●さんへの売買。田1筆、△, △△△m²。△△万円で10a当たり△万△, △△△円です。

番号13番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●への賃貸借。田1筆、△, △△△m²、△, △△△円で10a当たり△, △△△円です。期間は10年間です。こちらは番号12番で売買した農地をそのまま法人へ貸し付けるものです。●●●●さんは法人の構成員であり、農業者でないため、農地を取得することができませんが、農業経営基盤強化促進法で売買と同時に所属する法人へ賃貸借する場合のみ取得が認められます。

続いて、番号14番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。畑5筆、△万△, △△△m²。△△万△, △△△円で10a当たり△, △△△円です。期間は5年間で、○○○○さんの経営規模縮小による処分です。

番号15番、字□□□□ ○○○○さんから字□□□□ ●●●●さんへの賃貸借。畑4筆、△万△, △△△m²。△△万△, △△△円で10a当たり△, △△△円です。期間は5年間で、合田さんの離農による農地処分です。

以上、設定を受ける者15件、4名、5法人。設定をするもの15件8名、田7筆、1万6,775m²。畑32筆、67万818m²。計39筆、68万7,593m²です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号、番号3番から15番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第7号、番号3番から番号15番について、原案どおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成30年第7回、美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年8月1日

美瑛町農業委員長

川 崎 章 道

美瑛町農業委員長職務代理

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男